

Policy Topics

環境影響評価制度及び最近の 生物多様性の動き¹

The Environmental Impact Assessment System and Recent Movements of the Biodiversity

盛山正仁²

MORIYAMA Masahito

1. 環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境アセスメントとは、

- ・ 環境に著しい影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定にあたり、あらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しようとするもの、
 - ・ 事業者自らが調査・予測・評価を行うとともに、それらの結果を許認可等の意思決定に反映させるための仕組み、
- である。

(1) 対象

どのような開発行為や計画であっても環境への影響があるが、環境影響評価に付する事業や計画を限定するため、環境に著しい影響を与えるおそれのある、一連の土地の形状に変更及び工作物の新設、増改築を行うものを対象としている。

具体的な事業種要件として、

- ①道路(高速自動車国道、首都高速道路、一般国道、大規模林業圏開発林道)
 - ②河川(ダム、堰、放水路、湖沼開発)
 - ③鉄道(新幹線鉄道、鉄道、軌道)
 - ④飛行場
 - ⑤発電所(水力発電所、火力発電所、地熱発電所、原子力発電所)
 - ⑥廃棄物最終処分場
 - ⑦埋立、干拓
 - ⑧土地区画整理事業
 - ⑨新住宅市街地開発事業
 - ⑩工業団地造成事業
 - ⑪新都市基盤整備事業
 - ⑫流通業務団地造成事業
 - ⑬宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。)
 - ⑭港湾計画
- である。

また、対象事業の規模によって環境への影響が異なることから、上記事業のそれぞれを第一種事業、第二種事業、その他に分類している。第一種事業はアセスメントが必要な事業であり、第二種事業はその内容によってアセスメントが必要か不要か具体的に判断を行う事業であり、その他はアセスメントが不要としている。

飛行場建設事業を例にとると、滑走路長が2,500m以上であれば第一種事業となり、法に基づくアセスメントが必要であり、滑走路長1,875m未満であればその他となつて、アセスメントは不要である。しかしながら、滑走路長が1,875m以上2,500m未満の場合には第二種事業となり、アセスメントを実施するか否かスクリーニングの対象となる。その場合には、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいかどうか、

¹ 本稿は、2010年11月10日(水)に行われた総合政策学部講演会における講演の概要を、演者自身がまとめたものである。講演時のテーマは表題と同じである。

² 武庫川女子大学生活環境学部教授、前衆議院議員

事業が実施される区域又はその周囲に環境影響を受けやすい対象が存在するかどうかによって判定されることになる。

さらに、法的関与要件として、

- ①許認可が必要な事業
- ②補助金が交付される事業
- ③独立行政法人が行う事業
- ④国が行う事業

に限定して対象としている。

(2) 事業者の責務

事業者とは、対象事業を実施しようとする者をいう。

事業者はアセスメントを実施しなければならない。

(3) アセスメントの実施

関係者の意見聴取、外部手続き

住民、NGO・NPO、行政の意見を聴取情報の共有

方法書、準備書、評価書

アセスメントの流れ

方法書の作成

意見聴取



アセスメントの実施



準備書の作成

説明会

意見聴取



評価書の作成



環境大臣等の意見



評価書の補正

評価書の公告、縦覧



事業の実施

(4) アセスメント結果の活用

環境大臣等の意見が対象事業の許認可等に反映される



環境保全措置、事後調査の実施

2. 環境保全措置と事後調査

許認可等権者は、対象事業の許認可等の審査にあたり、評価書及び評価書に対して述べた意見に基づき、対象事業が環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、許認可等に反映することにより、事業実施における適正な環境配慮を確保する。

事業の許認可等の基準に係る審査

プラス

環境保全に適正な配慮がなされているかの審査



許認可等の拒否

許認可等の条件の付与



環境保全のための適正な配慮の確保

(1) 環境保全措置の検討

回避または低減措置の検討



代償措置の検討



環境保全措置の実施案の選定

実行可能なより良い技術の観点から比較検討(保全措置の効果、コスト等から複数案を検討)

回避とは、行為の全体または一部を実行しない、あるいは重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないこと。

低減とは、何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること。または、発現した影響を何らかの手段で修復すること。最小化、修正、軽減、消失を含む。

代償とは、消失するまたは影響を受ける環境に見合う価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和すること。

(2)事後調査

調査、予測、評価の不確実性を補う等の観点から位置づけられており、工事中及び供用後の環境の状態を把握するために行う調査

- ・ 予測の不確実性が大きい場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 工事中または供用後に環境保全措置の内容をより詳細にする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合



事後調査の検討

- ・ 事後調査の項目及び手法
- ・ 事後調査の結果により影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応方針
- ・ 事後調査の結果の公表

法的に位置づけられている事後調査以外にも、環境の状況を継続的に調べるための環境モニタリングも行われている。

3. 戦略的環境アセスメント(SEA : Strategic Environment Assessment)

(1)経緯

1993(平成5)年 環境基本法制定、施行

1997(平成9)年 環境影響評価法制定

法案審議の際に衆参両院で附帯決議

「上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。」

1999(平成11)年 環境影響評価法施行

2006(平成18)年 第三次環境基本計画閣議決定

「戦略的環境アセスメントについては、国際的に制度化に向けた機運が盛り上がり、国内でも地方公共団体における実施例が増えつつあるなど、国内外における状況が進展しています。今後は、導入に向けた一層の取組を進めることが必要です。」

「上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組を進めます。」

2008(平成20)年 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン策定(国土交通省)

2009(平成21)年 最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン案策定(環境省)

2010(平成22)年2月 中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」

2010(平成22)年3月 「環境影響評価法の一部を改正する法律案」国会提出

(第174回常会では審議入りできず継続審議に、第175回臨時会は参議院選挙後の8日間の会期のため審議されず、第176回臨時会では衆議院で可決し、参議院に送付されたが、12月3日の会期末に継続審議となっている)

(2) 戦略的環境アセスメント(SEA)とは

個別の事業の計画・実施に枠組みを与える政策段階、計画段階等早い段階の意思決定を対象にした環境アセスメント

戦略的環境アセスメントは、各種事業立案の

- ・ 政策段階(様々な施策の中で、個々の計画や事業の方向性を示すもの)
- ・ 計画段階(いつ、どこで、どのように、どの事業を実施する必要があるか示すもの)

で環境への配慮を行うものである。

その特徴は、

- ・ 計画を策定する者が実施
 - ・ 一般国民や専門家、環境担当行政機関による意見提出などの関与が必要
 - ・ 複数案の比較評価が重要
- である。

環境アセスメントは、

- ・ 個別事業の実施段階(個別事業の設計、供用、環境保全対策等を詳細に示すもの)で環境への配慮を行うもの

である。

その特徴は、

- ・ 事業者が実施
 - ・ 一般国民や専門家、環境担当行政機関による意見提出などの関与が必要
- である。

(3) 環境影響評価法改正案フロー 別添資料

4. 生物多様性の動き

(1) 経緯

1992(平成4)年 生物の多様性に関する条約採択

1993(平成5)年 条約発効

2008(平成20)年5月24日～26日

G8神戸環境大臣会議

2008(平成20)年5月28日

生物多様性基本法成立

2008(平成20)年5月16日～30日

COP9ボン生物多様性条約締約国会議

2010(平成22)年10月18日～29日

COP10名古屋生物多様性条約締約国会議

(2) 生物多様性基本法

筆者等が中心となって議員立法で制定した基本法である。

G8神戸環境大臣会議に向けて自公民の関係議員で調整し、衆参ねじれ国会の中、超党派で成立させたものである。

先進国で初めての生物多様性に関する基本法であることに大きな意義がある。

同法をCOP9の会期中に成立させることができ、鴨下環境大臣(当時)から「生物多様性基本法を日本は成立させた」旨COP9で発言することを可能とし、次期会合(COP10)の日本での開催を決定することに貢献した。

(3) 生物多様性基本法とアセスメント

第25条で生物多様性に及ぼす影響の調査、予測、評価を行い、必要な措置を講ずることを規定するとともに、附則第2条で自然環境の保全の状況について検討し、必要な措

置を講ずることを規定している。

今回の環境影響評価法改正案はこの生物多様性基本法を踏まえたものでもある。

(4)COP10

先進国と途上国間で利害が対立し、合意不可能かと半ばあきらめるほど難航を極めたが、最終的には我が国が議長案を提出して、10月29日までの会期を延長して30日未明に合意を得ることができた。

新戦略計画・愛知目標の決定

- ・ 2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動

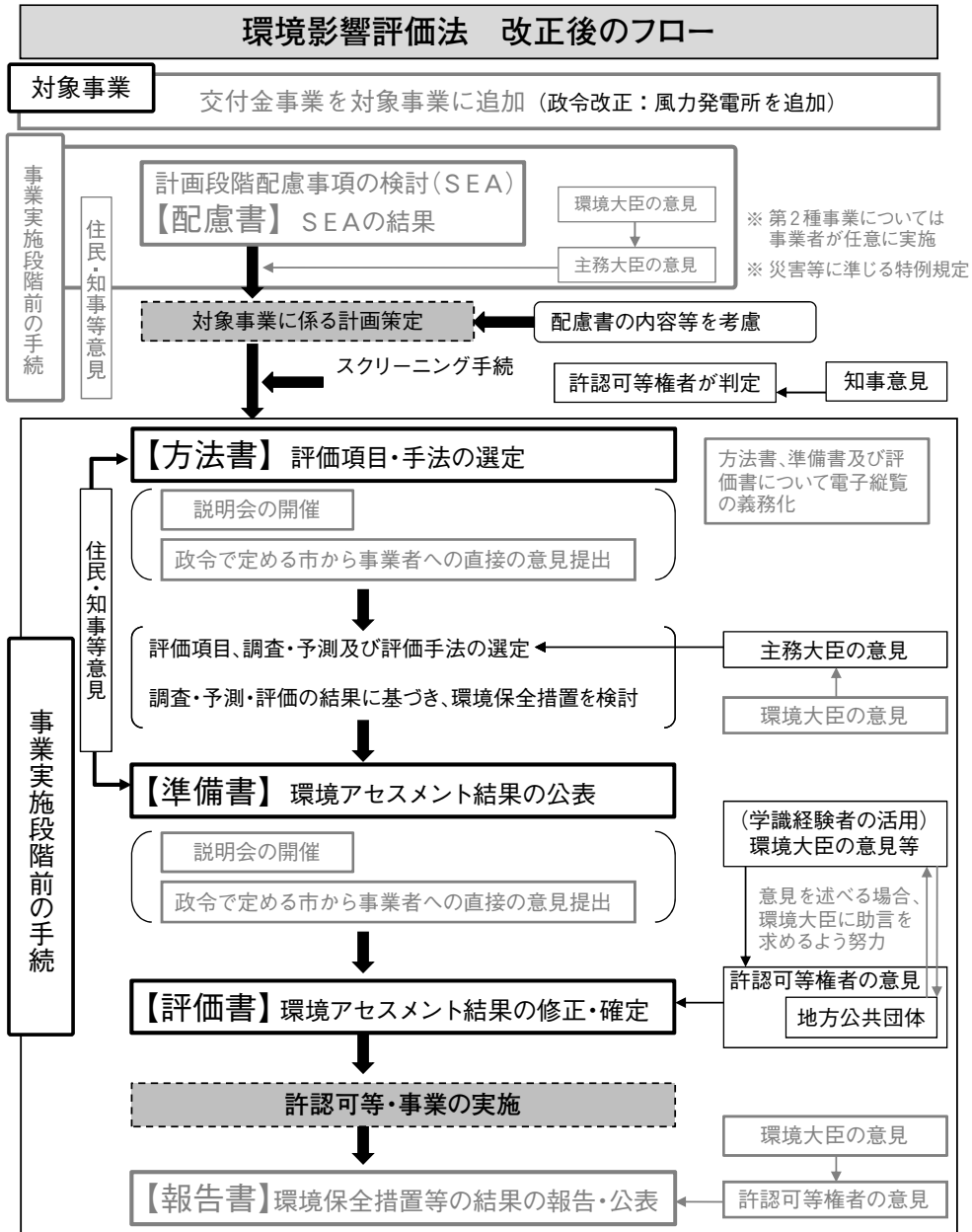
(陸域17%、海域10%の保護地域の設定)

- ・ 2050年までに生物多様性が保全され、回復され、賢明に利用されること

ABS(Access and Benefit Sharing)に関する名古屋議定書の採択

- ・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法的拘束力のある国際的合意

次期COP11は2012年10月にインドで開催することを決定



※ 配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行
 上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行